

2 障害者手帳

障がい者(児)の方が、各種サービスを受ける、または受けやすくするための手帳で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類からなります。

この手帳の種別や等級により受けることができるサービスは異なりますが、本書に記載されているさまざまなサービスや優遇措置を受けることができます。

また、民間会社でも独自の制度を設けているところもあり、これらのサービスを受けるときにも障害者手帳が必要になる場合があります。

1. 身体障害者手帳

対 象 ➤ 負傷・病気・先天性の疾病などにより、視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体(上肢、下肢、体幹)、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、または肝臓機能に永続する障がいのある方

※ 障がいの等級は、県の審査を経て決定され、1級から6級に区分されます。

障がいの程度等級については64ページを参照してください。

内 容 ➤ 身体に一定の障がいのある方に身体障害者福祉法に基づき交付されるもので、手帳の所持により、障がいの程度(1級から6級まで区分)に応じ、各種サービスを受けることができます。

手 続 ➤ 新たに手帳を取得するときは、所定の申請書(窓口にあります。に次の書類等を添えて手続きしてください。

- ・ 指定医師の診断書(指定医師については、窓口にお問い合わせください。)
- ・ 顔写真(1枚 たて4cm×よこ3cm 脱帽・上半身で顔が明確にわかるもの)
- ・ マイナンバー(個人番号)が分かる書類

そ の 他 ➤ 上記以外の場合の、申請等の必要書類等は以下のとおりです。

	手帳	顔写真	診断書
手帳を紛失したとき(再交付)		○	
手帳の破損・写真交換したいとき(再交付)	○	○	
障がいの程度が変更、または追加するとき(再交付)	○	○	○
住所・氏名が変わったとき(変更届)	○		
本人が亡くなったとき(返還届)	○		

※ マイナンバー(個人番号)が分かる書類はいずれの場合も必要になります。

備 考 ➤ 市外へ転出する場合は、転出先の市区町村の福祉担当課で居住地変更の届出をしてください。

窓 口 ➤ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1167

2. 療育手帳

対 象 ➤ 18歳までに、知能指数がおおむね75以下で、日常生活において介助を必要とする程度の状態になった方。

※ 障がいの等級は、最重度(㊤・㊤の1・㊤の2)、重度(Aの1・Aの2)、中度(Bの1)、軽度(Bの2)に区分されます。障がいの程度は69ページを参照してください。

内 容 ➤ 療育手帳は、知的障がいのある方に対して一貫した指導、相談を行うために交付されるもので、障がいの程度に応じ、各種サービスを受けることができます。

手 続 ➤ 新たに手帳を取得するときは、所定の申請書(窓口にあります。に次の書類等を添え手続きしてください。

・ 顔写真(1枚 たて4cm×よこ3cm 脱帽・上半身で顔が明確にわかるもの)

➤ 18歳以上の方で新たに手帳取得を希望される場合は、18歳未満の時点で発達の遅れに関する情報が含まれた母子手帳、通知票、他機関や病院での相談資料等の提出が必要になります。

➤ 申請後、18歳未満は東上総児童相談所、18歳以上は千葉県中央障害者相談センターの判定を受けていただき、障がいの程度が判定されます。

そ の 他 上記以外の場合の、申請等の必要書類等は以下のとおりです。

	手帳	顔写真(1枚)
手帳の次回判定日が近くなったとき(再判定)	○	○
障がいの程度が変わったとき(再判定)	○	○
手帳を紛失したとき(再交付)		○
手帳の破損・写真交換したいとき(再交付)	○	○
住所・氏名・保護者が変わったとき(変更届)	○	
本人が亡くなったとき(返還届)	○	

備 考 ➤ 次回判定日が決められている場合は、期限までに再判定を受ける必要があります。

➤ 市外へ転出する場合は、転出先の市区町村の福祉担当課で居住地変更の届出をしてください。

➤ 県外(千葉市を含む。)へ転出する場合は、新住所地で新しい手帳の交付を受けた後、千葉県の手帳を返還してください。

窓 口 ➤ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1167

3. 精神障害者保健福祉手帳

対 象 ➤ 精神疾患による初診後、6ヶ月以上経過しており、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約のある方

※ 障がいの等級は、1級から3級に区分されます。障がいの程度は、69ページを参照してください。

内 容 ➤ 精神障害者保健福祉手帳は、精神に一定の障がいのある方に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付され、障がいの程度に応じ、各種サービスを受けることができます。

手 続 ➤ 新たに手帳を取得するときは、所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。

- 添付書類：所定の診断書(窓口にあります。)または精神障がいを事由とする障害年金証書または特別障害給付金受給資格者証(マイナンバー(個人番号)により手続きをされる方は、証書または資格者証が省略できる場合があります)
- マイナンバー(個人番号)が分かる書類
- 顔写真(1枚 たて4cm×よこ3cm 脱帽・上半身で顔が明確にわかるもの)

そ の 他 ➤ 上記以外の場合の、申請等の必要書類等は以下のとおりです。

	添付書類	手帳	顔写真
手帳の有効期限が切れるとき(更新)	○	○	○
障がいの程度が変わったとき(障害等級変更)	○	○	○
手帳を紛失したとき(再交付)			○
手帳の破損・写真交換したいとき(再交付)		○	○
住所・氏名が変わったとき(記載事項変更)		○	
本人が亡くなったとき(返還)		○	

※ マイナンバー(個人番号)が分かる書類はいずれの場合も必要になります(返還の場合を除く)。

備 考 ➤ 医師の診断書は、初診日から6か月経過した日以後のもので、かつ、診断日から3か月以内のものに限ります。

➤ 市外へ転出する場合は、転出先の市区町村の福祉担当課で居住地変更の届出をしてください。

➤ 精神障害者保健福祉手帳には有効期限(2年)があり、2年ごとに更新が必要です。更新手続は有効期限の3か月前から申請することが出来ます。

窓 口 ➤ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1167